

## 2023年度 第27回 千葉県女子ユースサッカー選手権大会 要項

1. 主 旨 千葉県女子サッカーの技術向上と健全な心身の育成をはかり、広く女子サッカーの普及振興に寄与すること、そしてクラブチームのさらなる増加、活動の活性化、及び第27回関東女子ユースサッカー選手権大会に出場する千葉県代表チームを選出する。
2. 主 催 (公社)千葉県サッカー協会
3. 主 管 (公社)千葉県サッカー協会 女子委員会
4. 期 日 2023年8月27日(日)
5. 会 場 千葉県フットボールセンター
6. 参加資格 (1) (公社)千葉県サッカー協会に「女子」の種別で登録した加盟登録チームであること。  
ただし、千葉県高等学校体育連盟加盟チームを除く。  
(2) 上記(1)のチームに**大会参加申込(メンバー登録)締切日**までに登録された2005年(平成17年)4月2日から2011年(平成23年)4月1日までに生まれた女子選手であること。  
ただし千葉県高等学校体育連盟加盟選手を除く。(一部例外対応あり。下記(6)参照。)  
また、高校生の選手を3名以上登録すること。  
(3) クラブ申請制度の適用:(公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームから移籍すること無く、上記(1)のチームで参加することができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。  
なお、選手は上記(2)を満たしていること。選手が所属するチームの種別・区分は問わない。  
ただし、本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加(参加申込)していないこと。  
(4) 外国籍選手:5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。  
(5) 移籍選手:本大会の予選を通して、選手は他のチームで参加(参加申込)していないこと。  
(6) 例外対応:選手数が11名に満たない場合に限り、参加申込合計18名になるまで、同年度の全日本高等学校女子サッカー選手権大会(予選含む)に参加申込した選手を除き、同一チーム内の千葉県高等学校体育連盟選手も参加申込みすることができる。  
(7) 登録選手証・監督証(写真付き)を持参すること。  
(8) 万一の事故に備え傷害保険に加入して万全の対策を講じておく。
7. 競技方法 (1) エントリーチームによるノックアウト方式とし、上位2チームが関東大会出場権を得るものとする。  
(2) 試合時間は70分(35分-10分-35分)とし、勝敗が決まらない場合はPK方式により勝者を決定する。  
(3) 審判員は審判委員会から主審1名、副審2名、第4審判1名を派遣する。
8. 競技規則 (1) 大会期間中に有効な最新のサッカー競技規則で行う。  
(2) 大会登録選手数は30名とし、試合毎の登録人数は25名とする。  
(3) メンバーの交代は、試合毎に提出されたメンバー表に記された交代要員14名から行う。  
なお、本大会に限り再交代を採用し、交代回数に制限を設けない。  
(4) ベンチに入ることができる人数は、役員5名及び交代要員14名の計19名とする。  
(5) 試合開始70分前にマネージャーミーティングを行う。  
(6) メンバー表提出は、試合開始70分前までに大会本部4部提出する。  
(7) 大会期間中に警告を2回受けた者は、次の1試合に出場することができない。  
(8) 退場を命じられた選手は、次の1試合に出場することができない。また、それ以降の処置については、規律フェアプレー委員会で検討する。  
(9) ユニフォームは正・副2着用意すること。
9. 参加申し込み 8月16日(水)までにメールにてエントリー用紙を提出すること。  
申し込み先:[chibafa.w@gmail.com](mailto:chibafa.w@gmail.com)

- 10.参加費 1チーム7,000円  
以下指定口座への振り込みとする。  
千葉銀行薬田台支店  
普通3559383  
公益社団法人千葉県サッカー協会女子委員会

11.代表者会議 2023年7月2日(日)19:00 zoomオンライン会議

12.感染症・熱中症・雷・台風・地震等への対応について

選手・関係者等の安全確保を最優先とすることが必須であるため、大会運営上の判断基準を明確にするとともに、大会に関わる全ての方の認識を合わせることを目的とし、以下のとおり定めることとする。

☆関係者全てが認識すべき事項

- ・感染症・熱中症・雷・台風・地震等への対応は、選手・関係者・観客等の安全確保を最優先とし、如何なる事情があってもこれよりも優先されることはない。

☆感染症および熱中症への対応について

- ・別に定めるガイドライン(以下、ガイドライン)に則り対応する。
- ・ガイドラインは国や自治体における対応、社会の状況等を鑑み、必要な修正や変更は適宜行う。

☆雷・台風・地震等への対応について

- ・落雷・地震等の予兆や発生があった場合は選手・関係者・観客等の安全・健康を最優先とし、試合の中断・中止・延期等も有り得ることを確認しておく。
- ・落雷・地震等の確認時に大会本部の判断として、開始前は最大30分待機させることが出来る。
- ・既に試合が始まっている場合は同じく大会本部の判断で中断の旨を主審に伝え、主審の権限にてその場で試合を中断させ、再開までに最大30分待機をすることが出来る。
- ・30分が経過した場合、主審・対戦チームの代表者・大会本部の協議により中止・延期等の判断を行う。協議が成立しない場合は大会本部の判断を優先するが、中止・延期の最終決定は主審によって行われる。
- ・試合の中断時間が30分を超えた場合、試合時間が70分の2/3の47分を経過しており、かつ一方のチームがリードしている場合はその試合は成立したものとす。
- ・試合時間が70分の2/3の47分に満たない場合は残り時間を再試合とする。
- ・再試合については中止試合当日にチーム代表者・大会本部による協議にて決定する。
- ・再試合・延期等で試合日程に変更が有った場合、会場・審判については大会事務局及び当該チームで協力して確保する。

☆その他自然災害や不慮の事故等の対応について

- ・試合実施の判断や試合成立については、原則落雷時の対応に準じることとする。
- ・発生した事象により対応できない場合は、大会本部により協議の上対応する。